

平成23年2月1日

東濃西部交通圏タクシー協議会

東濃西部交通圏のタクシー協議会における地域計画の
作成について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）」（平成21年法律第64号）に基づき、平成22年10月1日国土交通省告示第1130号により特定地域に指定された東濃西部交通圏におけるタクシー協議会において、今般、別添のとおり「地域計画」が作成されましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)

東濃西部交通圏タクシー協議会

事務局

中部運輸局 岐阜運輸支局（輸送監査担当）古田、小出

TEL 058-279-3714

岐阜県タクシー協会

岡田

TEL 058-279-3728

平成23年2月1日

東濃西部交通圏における地域計画の作成について

1. 概要

東濃西部交通圏タクシー協議会においては、タクシー適正化・活性化法に基づき、特定地域に指定された昨年10月以降3回にわたり協議会を開催し、タクシー事業の現況の分析、地域計画の作成に向けた検討を行い、各界からご参加いただきました委員の皆様により活発な議論がされました。

平成23年1月28日（金）の第3回協議会において、委員の皆様の合意を得て、地域計画が作成されました。

今後、この地域計画の作成を受け、同交通圏内のタクシー事業者は、特定事業計画（減車・休車等の事業再構築を含む。）認定申請を国土交通大臣等に対して行うことが可能となります。数多くのタクシー事業者がタクシー適正化・活性化のための計画を策定し、取り組むことを呼びかけるとともに、協議会としては、その進捗状況についてフォローアップしていきます。

2. 協議会について

・検討経緯

平成22年11月19日 第1回協議会（設立等）

平成22年12月 8日 第2回協議会（地域計画案の提示）

平成23年 1月28日 第3回協議会（地域計画の決定等）

※設立にあたり、設立準備会を設置

・構成員の概要

会長 古田 寛 （中部運輸局岐阜運輸支局長）

副会長 山田 久典 （岐阜県タクシー協会会长）

添付資料 ・東濃西部交通圏タクシー協議会委員名簿

・東濃西部交通圏地域計画

東濃西部交通圏タクシー協議会委員名簿

中部運輸局岐阜運輸支局長	古田 寛
岐阜県公共交通課長	森嶋 和美
多治見市都市政策課長	細尾 稔
瑞浪市商工課長	遠藤 三知郎
土岐市商工観光課長	安藤 洋里
岐阜県タクシー協会会长	山田 久典
岐阜県タクシー協会東濃支部長	祖父江 俊明
多治見タクシー株式会社代表取締役	平井 進一郎
平和コーポレーション株式会社代表取締役	山田 幹雄
東鉄タクシー労働組合執行委員長	金住 丈一
多治見市区長会会長	松本 勉
瑞浪市連合自治会	大竹 滋彦
土岐市連合自治会会长	三輪 洋二
岐阜県多治見警察署交通第一課長	長坂 克己
多治見労働基準監督署署長	横田 高光

(順不同、敬称略)

東濃西部交通圏タクシー地域計画

平成23年1月28日
東濃西部交通圏タクシー協議会

I. はじめに

この地域計画は、東濃西部交通圏域における公共交通機関としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、この地域のタクシー事業の適正化・活性化に向けた総合的な取り組みを定めるものである。

地域計画の策定にあたっては、東濃西部交通圏タクシー協議会（以下「協議会」と記述。）においてこの交通圏域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取り組みを基本として整理した。

また、この交通圏域においては、供給過剰の進行により公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて新たなタクシーの有効活用、供給過剰の解消、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消などの対策について定めることとした。

II. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

1. 東濃西部交通圏におけるタクシーの位置付け・役割

タクシーは、鉄道や各種形態によるバス等とともに地域交通を形成している重要な公共交通機関である。特に、

1. 利用者個々のニーズに密着したドア・ツー・ドアの個別輸送が可能
 2. 面的な移動が可能であるため機動性に富み、移動の自由度が高い
 3. 深夜など時間を選ばずにいつでも、また、誰もが利用可能
- といった優れた特性が認められる。

東濃西部交通圏のタクシーは、JR多治見駅・土岐市駅・瑞浪駅をはじめとする鉄道駅や乗合バス（コミュニティバスを含む）の停留所を起・終点とするフィーダー輸送を主に、他の交通機関で対応できない深夜・早朝の時間帯をも含む24時間の輸送体制を確立しており、一人ひとりの利用者ニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができる。

これらのことから、同交通圏のタクシーは地域住民の生活利便の向上や安全で安心な地域社会の維持にも資する重要な公共交通機関ということができる。

また、高齢者や障がい者の社会参加の進展に伴い、これらの方々の移動手段として大きく期待されているため、運賃負担の軽減策として公共的割引制度を導入して

おり、この割引制度を適用した輸送回数は、年間で高齢者割引が約21万5千回、障がい者割引が約3万7千回にも及ぶことから、移動手段に支障を持つ方々にとって、公共の福祉の観点からも生活の構築に重要な役割を果たしていることが伺える。

さらに、国及び自治体が推進する観光振興にも大きな役割を期待されるなど、東濃西部交通圏のタクシーはこの地域にとって欠くことのできない公共交通機関である。

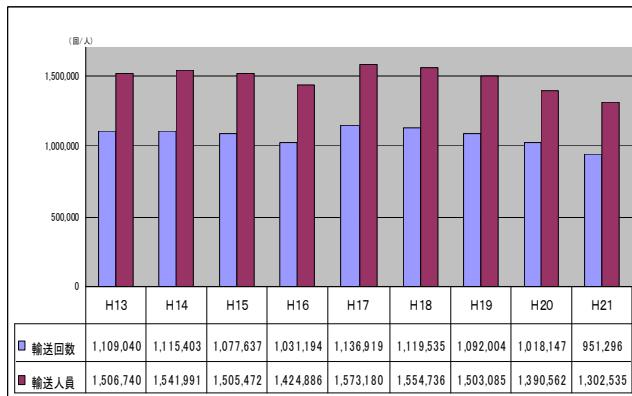
2. タクシー事業を巡る現状の分析

タクシー利用者数やタクシー車両数の推移、タクシー運転者の労働条件等、タクシー事業を巡る現状は以下のとおりである。

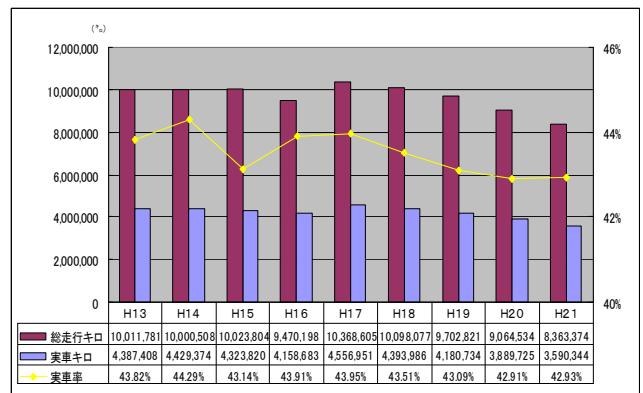
(1) タクシー輸送実績の推移

東濃西部交通圏におけるタクシー事業の輸送実績の推移は、いずれの輸送指標も概ね平成13年度から平成16年度まで緩やかな減少傾向を示しているが、平成17年度に中部国際空港の開港及び愛知万博の開催等により増加するものの、その後は減少傾向で推移している。また、車両数は、平成17年度まではほぼ横ばいであったが、その後は減少傾向で推移している。

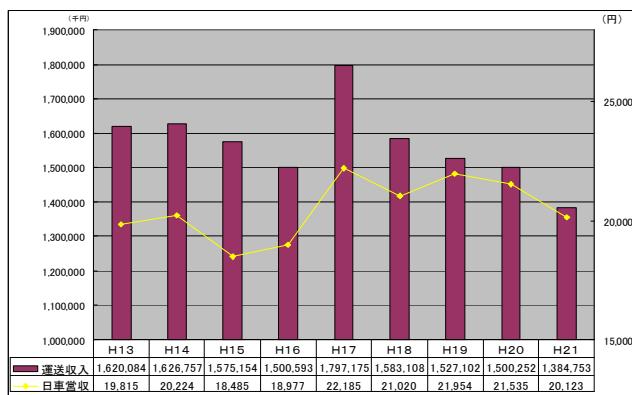
(輸送回数・輸送人員)



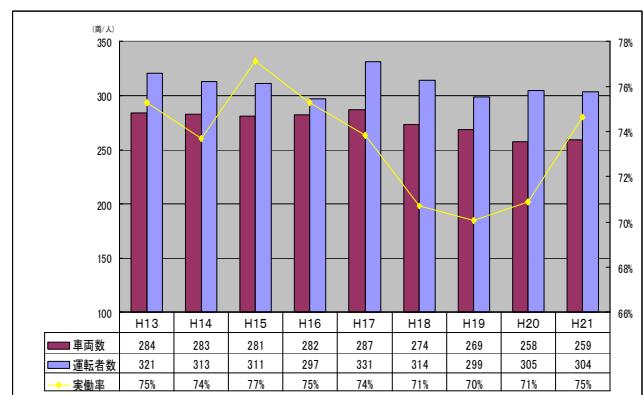
(総走行キロ・実車キロ・実車率)



(運送収入・日車営収)



(車両数・運転者数・実働率)

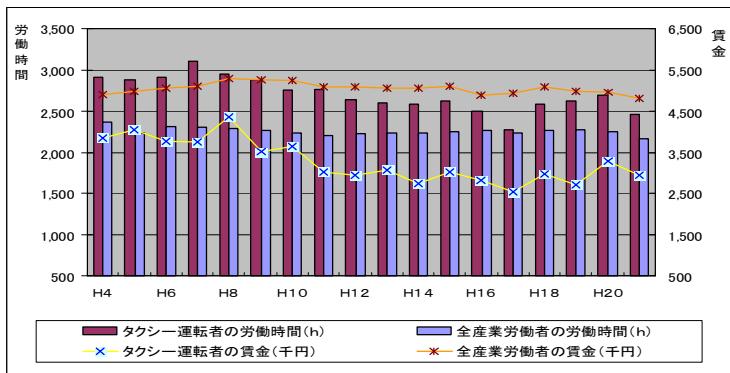


【資料：中部運輸局岐阜運輸支局】

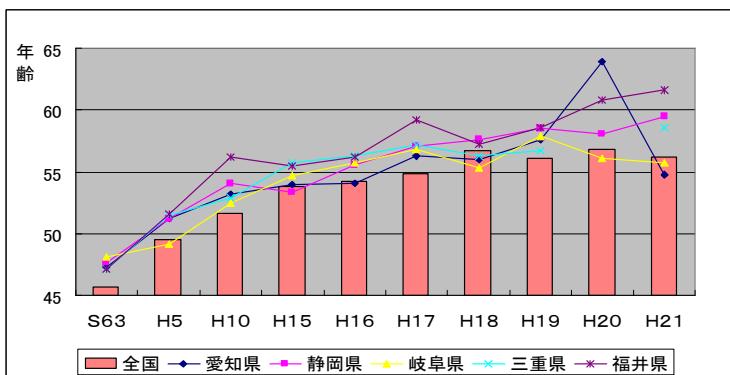
(2) タクシー運転者の労働条件

岐阜県内におけるタクシー運転者の平成21年の年間賃金は295万円（平均年齢55.0歳）と、全産業の年間賃金479万円（平均年齢41.7歳）を大きく下回っている。また、タクシー運転者の平成21年の年間労働時間は2,460時間と、全産業の年間労働時間2,160時間を大きく上回っている。

（労働時間と賃金の推移）



（平均年齢の推移）



【資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査】

(3) コンプライアンスの確立

国は、これまで安全で安心な輸送サービスの提供と運輸業界の健全な発展、公正な事業競争を目的に事業者監査を強化するとともに行政処分基準をより厳格化し、タクシー業界におけるコンプライアンスの確立に向け対応を行ってきている。

しかしながら、タクシー業界は昨今の経済状況による事業経営基盤の悪化に伴い、思うようにコンプライアンスの確立が図られていない状況にある。

3. 東濃西部交通圏のタクシー業界によるこれまでの取り組み

東濃西部交通圏のタクシー業界では、地域の公共交通機関として利用者サービスの充実をはじめ、安全で安心な輸送を提供するため、事業経営の効率化やタクシー運転者の労働条件の悪化防止策の検討、交通事故防止への取り組み、交通問題や環境問題への取り組み、さらにはこれらの取り組みを通じた地域社会への貢献をめざすとともにタクシーの公共交通機関としての位置付けの推進が行われてきた。

(1) タクシーサービスの活性化

利用者ニーズに対応した車両の配置、公共的割引運賃の設定、禁煙タクシーの導入などタクシーサービスの活性化をめざし次の取り組みが行われてきた。

- ① ジャンボタクシーの導入
- ② 公共的運賃割引制度の導入（高齢者割引、障がい者割引）
- ③ タクシー乗り場の整備
- ④ タクシー完全禁煙化の実施
- ⑤ 苦情・忘れ物等への適切な対応
- ⑥ ニーズに即した仕様のタクシー車両の導入と車内備品の充実の検討

(2) タクシーによる地域貢献

タクシーが公共交通機関として地域から期待され、また地域に貢献するものとして次の取り組みが行われてきた。

- ① 鉄道・バスなどの交通空白時間帯への対応
- ② 東濃福祉輸送共同配車センター「東濃S TS」による福祉輸送への対応
- ③ タクシーによる運転代行の実施
- ④ 子どもを守る支援活動「タクシーこども110番」の実施

(3) タクシー事業経営の活性化、効率化

タクシーが公共交通機関としての使命を維持するためにはその経営基盤の安定が必要不可欠であることから、事業経営の活性化、効率化をめざし次の取り組みが行われてきた。

- ① デジタル GPS-AVM 機器の導入による迅速・正確・効率的な配車
- ② 地域生活交通への乗合(デマンド)タクシーの活用

(4) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善

タクシーの資質向上を図る上で重要な要素となる運転者の労働条件の悪化防止、さらには改善をめざし次の取り組みが行われてきた。

- ① 労働環境改善のための研修、講演の開催
- ② 事業経営者による平均賃金の把握

(5) 交通問題、環境問題の改善

タクシーを取り巻く交通問題と環境問題の改善に向け、次の取り組みが行われてきた。

- ① 道路交通関係行政機関に対する走行環境改善の要望
- ② アイドリングストップを中心としたエコドライブ運動の推進

(6) 安全・安心の確保

タクシーの最重要課題である安全で安心な輸送サービスの提供をめざし、交通事故防止と法令遵守に向け次の取り組みが行われてきた。

- ① 「運輸安全マネジメント」制度の活用と導入の推進
- ② 「指導委員会」による交通事故防止と安全管理に関する情報発信
- ③ 無事故・無違反コンテストの実施
- ④ 優良運転者に対するタクシー協会表彰の実施
- ⑤ 関係法令の広報紙による情報提供

(7) 公共交通機関としての位置付けの推進

タクシー事業は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」と記述。)により、公共交通機関として位置付けられた。しかし、地域社会や一般利用者には、タクシーの持つ地域への活力維持に資する貢献などの具体的、かつ、十分な社会的認識がなされていないのが実情である。

このような状況を踏まえ、岐阜県タクシー協会では、地域社会に対して、タクシーによる地域への貢献や新たなサービス提供の可能性など、「タクシーは一番身近な公共交通機関です。」をキャッチフレーズとして、8月5日の「タクシーの日」キャンペーンなどの機会を捉え、報道機関の協力を得ながらタクシーの公共交通機関としての位置付けを強力に訴えている。

4. タクシー事業の取り組みの方向性

前記1. 2. 3. で記述したタクシーの位置付け、役割や現状の分析などを踏まえ、タクシー事業における取り組みの具体的な目標を次のとおりとする。

- ★ タクシーサービスの活性化
- ★ タクシーによる地域貢献
- ★ タクシー事業経営の活性化、効率化
- ★ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善
- ★ 交通問題、環境問題の改善
- ★ 安全・安心の確保
- ★ 公共交通機関として位置付けの確立

これらの目標を実現するために、タクシー事業者は事業の適正化・活性化に向けた取り組みであることを十分認識し、取り組みの推進に努め、安全で安心な輸送サービスの確実な提供を行い、真に地域の公共交通機関としての信頼の維持・確立に努めるものとする。

また、タクシー事業者以外の協議会構成員にあっては、タクシーが公共交通機関として十分に機能できる環境の整備などタクシー事業の適正化・活性化への協力に努めるものとする。

さらに協議会は、目標の進捗状況の検証・評価を行うと同時に目標達成のための取り組みの推進を促すとともに、必要に応じて協議会に参画していない機関への協力を要請することとする。また、必要があれば地域計画の見直しを行うものとする。

Ⅲ. 地域計画の目標

1. タクシーサービスの活性化

タクシーサービスの活性化を図るうえで、利用者からタクシーに期待されるサービスを提供していくことが重要である。

その方策として、多様化する移動ニーズに合致した車両の提供や移動手段に支障を持つ方々へのサービスの充実、新たな運賃制度の導入、車内備品の充実などにより利用者の満足度の向上に向けた取り組みに努めるとともに、これらのサービスについて広く周知を図ることにより、タクシーサービスの活性化をより効果的なものとしていく。

2. タクシーによる地域貢献

安心で快適な地域生活の確立において、タクシーに期待される地域貢献を行っていくことが重要である。

その方策として、鉄道や路線バスによる輸送サービスが提供されていない時間帯における輸送ニーズへの対応や、高齢化社会の進展に伴いその必要性が増大している福祉輸送に対し積極的な対応を図っていく。

また、飲酒運転防止などの観点からタクシーによる運転代行を広く周知するとともに、無線や機動性といったタクシーの特性を生かした地域の防犯活動・安全対策への貢献を図っていく。

3. タクシー事業経営の活性化、効率化

タクシーが地域の公共交通機関としてその使命を果たしていくためには、事業の健全経営の確立が重要である。そのためには地域の需要に適切に対応した合理的・効率的な経営と需要の拡大をめざした取り組みを行っていく必要がある。

その方策として、デジタル IT 機器の活用により経営効率の向上と輸送コストの低減を図り、また、地域交通への活用促進と観光への対応強化などによりタクシー需要の拡大を図っていく。

4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善

長期経済不況の中にあって、タクシー需要の激減による運転者の賃金の低下など労働条件の悪化を防止し改善を図ることが、タクシーの資質向上に繋がり公共交通機関として機能していくうえで喫緊な課題となっている。

悪化しているタクシー運転者の賃金、労働時間などの労働環境改善のために関係機関の協力を得て、改善基準をはじめとする労働関係法令などに係る研修、説明会を開催することにより、法令遵守と労働条件向上に係る改善策を実践していく。

また、特に賃金の低下を防ぐために、新たな需要開拓及び賃金制度見直しに係る必要な検討を進める。

5. 交通問題、環境問題の改善

一般交通への障害となる客待ち駐車の抑止を徹底するとともに、タクシー乗務員から見た走行環境改善に関する意見を関係機関へ提出する。

エコドライブ運動の一環である「アイドリングストップ」を推進し、また、低公害車の導入拡大を図るとともに、次世代エコカーである電気自動車の導入検討を行い、より環境にやさしい公共交通機関をめざしていく。

6. 安全・安心の確保

タクシーは安全で安心な輸送サービスを行うことが最も重要な責務である。

その方策として、国土交通省が浸透・定着をめざす「運輸安全マネジメント制度」を推進し、さらに「事業用自動車総合安全プラン2009」で示された交通死亡事故及び交通事故件数の半減、飲酒運転の根絶を実現するための取り組みを行う。

また、乗務員の事故防止意識の高揚に向けた制度を充実するとともに、運転者研修の高度化の方策を検討するなどにより、安全で安心な輸送サービスに努めていく。

7. 公共交通機関としての位置付けの確立

タクシー事業をタクシー特措法が成立・施行されたこの機会を捉えて、地域社会に対し、地域への貢献や新たなサービス提供の可能性など、タクシーが地域にとって欠くことのできない公共交通機関であることを今まで以上に強力に訴え、公共交通機関としての位置付けを向上させ地域社会とともにタクシー業界の一層の活性化に努めていく。

- * タクシー事業者は、以上に掲げた目標に積極的に取り組み、東濃西部交通圏のタクシーが適正化・活性化するために、利用者サービスの向上や新たな需要喚起に努めるべきである。また、諸問題の改善に向け、運転者の労働環境と利用者利便を損なうことのないよう十分留意しながら、中部運輸局から提示された適正車両数（187両～198両）を念頭に置きつつ、タクシー事業者が自主的に個々の判断に基づき供給過剰状態の解消に向けて取り組むべきである。

IV. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

協議会は、前記Ⅲに掲げた目標の達成に向け、タクシー事業者及び関係者がタクシーの適正化・活性化に資するため主体となって取り組むべき「特定事業」及び「その他の事業」を次のように定める。

協議会構成員であるタクシー事業者は、特定事業計画の作成に関し、単独または共同して行おうとする特定事業を以下の項目から積極的に多数選択し取り組むものとする。

1. タクシーサービスの活性化

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①ジャンボタクシーのPR	・ジャンボタクシーの利便性・経済性をPRし利用促進を図る	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
②割引運賃制度の周知	・高齢者・障がい者割引制度の周知を行う	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	23年度～
③観光ルート別運賃の導入と周知	・観光ルート別運賃の導入と周知を行う	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体 関係観光協会	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①新たな仕様のタクシー車両の導入	・輸送ニーズに沿った仕様の車両導入を検討する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
②車内備品の充実	・タクシー車内の備品の充実を検討する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
③運転免許返納割引制度の導入	・運転免許返納者割引制度の導入を検討する	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	23年度～

2. タクシーによる地域貢献

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①交通空白時間帯への対応	・公共交通機関として、24時間輸送サービスへの対応を拡充する	タクシー事業者	23年度～
②タクシー運転代行のPR	・タクシーによる運転代行をPRし利用促進を図る	タクシー事業者	23年度～
③子育てタクシーの導入	・乳幼児を連れた保護者や妊婦などの移動を支援する「子育てタクシー」の取り組みを実施する	タクシー事業者 岐阜県	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①福祉輸送に関する協議の場の設置	・福祉輸送に関する関係者との協議の場の設置を検討する	タクシー事業者 関係自治体 福祉関係団体	23年度～
②共同配車センターの業務拡大	・福祉輸送に関する共同配車センター「東濃STS」の業務拡大を検討する	タクシー事業者 関係自治体 福祉関係団体	23年度～
③タクシー運転代行の業務拡大	・タクシーによる運転代行の業務拡大を検討する	タクシー事業者	23年度～
④子どもを守る支援活動の充実・拡大	・子どもを守る支援活動である「タクシーこども110番」を充実・徹底し、また「こども110番の家」活動の取り組みを実施する	タクシー協会 タクシー事業者 岐阜県 岐阜県警察	23年度～
⑤高齢者等の捜索活動への協力	・無断外出、徘徊高齢者などの捜索に協力する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
⑥事件等の捜査活動への協力	・関係警察署の事件などの捜査活動に協力する	タクシー協会 タクシー事業者 関係警察署	23年度～
⑦救命講習の受講	・運転者が救命措置の必要な現場に遭遇した場合に適切に対応できるよう救命講習の受講を促進する	タクシー事業者	23年度～

3. タクシー事業経営の活性化、効率化

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①デジタルIT機器の導入・拡大	・デジタルGPS-AVM機器の導入・拡大を図る	タクシー事業者	23年度～

②乗合(デマンド)タクシーの導入拡大	・地域交通における乗合(デマンド)タクシーの導入・拡大を推進する	タクシー事業者 関係自治体	23年度～
③乗合(デマンド)タクシーの導入促進	・乗合(デマンド)タクシーの導入促進に向けPRを実施する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
④営業所の統廃合	・営業所の統廃合を進めることによりタクシ－事業経営の効率化を図る	タクシー事業者	23年度～
⑤勤務シフトの効率化	・タクシー需要に応じた勤務シフトの構築により労働時間の短縮を図る	タクシー事業者	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①観光ガイド運転者の養成	・観光需要の掘り起こしを図るために観光ガイド運転者を養成する	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体 関係観光協会	23年度～

4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①運転者の労働環境の改善	・悪化している運転者の賃金、労働時間などの改善のための研修会等の開催及び改善策を実践する	タクシー協会 タクシー事業者 労働基準監督署	23年度～
②勤務シフトの効率化	・タクシー需要に応じた勤務シフトの構築により労働時間の短縮を図る	タクシー事業者	23年度～
③健康管理の増進	・運転者の定期的な健康管理を実施する	タクシー事業者	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①賃金制度の見直し	・運転者の賃金制度の見直しを検討する	タクシー事業者	23年度～

5. 交通問題、環境問題の改善

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①違法客待ち駐車の抑止指導	・違法客待ち駐車の抑止の指導を徹底する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～

②アイドリングストップ運動の推進・徹底	・アンドリングストップ運動の推進、徹底を図る	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～
③低公害車両の導入	・環境に配慮した低公害車両の導入拡大を行う	タクシー事業者	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①道路交通環境改善の要望	・タクシー運転者から見た走行環境改善に関する意見を関係機関へ提出する	タクシー協会	23年度～
②電気自動車の導入	・次世代エコカーである電気自動車の導入について検討する	タクシー事業者	23年度～

6. 安全・安心の確保

(1) 特定事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①運輸安全マネジメント制度の推進	・運輸安全マネジメント制度を推進する	タクシー協会 タクシー事業者 運輸局	23年度～
②事業用自動車総合安全プラン2009への取り組み	・事業用自動車総合安全プラン2009で示された交通死亡事故・交通事故件数の半減、飲酒運転の根絶の目標達成に向けた取り組みを推進する	タクシー協会 タクシー事業者 運輸局	23年度～
③交通事故防止指導の徹底	・交通事故防止に関する会議を開催し、事故防止に向けた指導を徹底する	タクシー協会 タクシー事業者 岐阜県 岐阜県警察 運輸局	23年度～
④交通事故防止意識の高揚	・無事故無違反コンテストや表彰制度を活用し、運転者の事故防止意識の高揚を図る	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①運転者研修の高度化	・運転者に対する研修を高度化するため、集団研修の実施を検討する	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～

7. 公共交通機関としての位置付けの確立

(1) その他の事業

事業名	事業内容	実施主体	実施時期
①公共交通機関としての認知度の向上	・地域社会に対し公共交通機関としての認知度の向上を図る	タクシー協会 タクシー事業者	23年度～

V. 地域計画の推進にあたっての留意事項

東濃西部交通圏のタクシーが地域住民や利用者に安全と安心を提供し、公共交通機関としての信頼を得て、前記Ⅲで掲げたそれぞれの目標を達成していくためには、タクシー事業における様々な問題の根源と考えられる輸送需要と供給力の不均衡の是正に取り組み、合理的・効率的な経営体制の確立を図っていくことが必要である。

タクシー特措法では、「特定事業計画には地域計画に位置付けられた特定事業と相まって、事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止）について定めることができる。」と規定されている。

また、同法の運用についての基本方針には「事業再構築は地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まって、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に取り組むことが望ましい。特に地域におけるタクシーの需給バランスを改善するには需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず供給輸送力を減少させることも必要である。このため適正な競争が確保されること及び利用者の利便が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されている。

タクシー事業者は、タクシー特措法の目的に沿って、積極的に事業再構築に係る検討を図り、タクシー事業の適正化及び活性化の適切かつ確実な推進に向けて特定事業の効果的な推進に取り組むことが不可欠である。

また、タクシー事業が構造改善を推進し、その社会的役割を果たしていくためには、協議会の参画者をはじめ、タクシー事業関係者の理解と協力が必要不可欠である。このため協議会として、必要に応じ、関係者に対して本計画に基づく施策を推進するために必要な支援や協力を要請することとする。